

平成 27 年 3 月の市民の声（全 3 通のうち 3 通）

市民の声の内容とそのお返事の一部を紹介します。

◇ふるさと納税の活用について

【ご意見・ご提案など】

最近よく耳にする、ふるさと納税のお礼を調べてみました。どこにいくら寄付をして、何をもらおうかとウキウキしながら見ていました。

自分が住んでいる南魚沼市を調べてみると、該当なしでした。

昨年の 7 月、他の方に「善意の寄付をしてもらいたい。魅力あるまちづくりを推進していく」と回答していました。善意だけの寄付は、期待できないと思います。

過剰なお返しをしなくても、魅力ある特産品がたくさんあります。ぜひ収税に力を入れてもらいたいです。市民の税金だけでは、学童保育施設の建て直し、高い水道・ゴミ袋代等も後回しになっています。

近隣市町もお返しをしているので、目を向けてもらえなくなります。

【ご意見・ご提案など】

2014 年度のふるさと納税による税収は、全国トップ 4 の自治体で個人住民税を上回る結果となりました。

人気の理由は、特産品によるお礼の魅力です。わが南魚沼市にも、全国に誇れる特産品が多くあり、うまく利用して税収アップを図ってほしいと思います。指をくわえて見ているのは悔しいです。

2015 年度は控除額引き上げで、さらに総額が増えると思われれます。専門のチームを作るくらいの価値はあると思います。ご検討と速やかな行動で、豊かなまちづくりを期待します。

【お返事】※同じ趣旨のご意見でしたので、同一回答とさせていただきます

ふるさと納税は、制度上では寄附金にあたるため、税の寄附控除が受けられます。都道府県や市区町村への寄附金（ふるさと納税）の内、2 千円を超える部分について、一定の上限まで所得税・個人住民税から全額控除される制度で、生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。

返礼特典については、寄附をしていただいた方への感謝の気持ちとしてのお礼から始まったようですが、返礼特典に関する専門のウェブサイトまで立ち上がり、過熱ぎみの状況になっています。

総務省では、現在この制度の拡充や利便性の向上を図る一方で、趣旨から逸脱するような高額な返礼や換金性の高いものは問題があるとして、自治体に節度ある対応を求めています。

さて、当市では、ご意見のとおり寄附者に対する返礼特典を設けておりません。一定の自己負担額があり、現在は確定申告などの手間もかかる中、当市にふるさと納税をしていただいております。まさに善意の寄附をいただき、寄附者が要望する使途の財源として活用させていただいております。ご承諾いただける場合は「市報みなみ魚沼」や議会の補正予算書にお名前などを掲載して周知・公表させていただいております。

返礼特典を設けないのは、寄附に対し特典をお返しするには相応の経費が発生し、せっきくの寄附の相当部分がそれに代わるため、本来の寄附目的にすべてを生かすことができないことや、高額な特典で寄附者を獲得しようとする自治体間の競争に加わるべきでない、という考えからです。

しかし、その一方でふるさと納税をしていただく方は、金額の多寡にかかわらず、この南魚沼市を愛し、お気持ちを寄せてくださった方々です。そうしたご厚志にお応えできるよう、今後はより具体的に活用事業を提案したり、多くの賛同をいただけた事業を優先して行うなど、施策への反映なども工夫していきたいと考えています。

一例として、平成27年度には、南魚沼市で開催される知的障がい者のスポーツの祭典「スペシャルオリンピックス日本・新潟」に使途を限定した寄附のコースを設け、大会の成功と障がい者スポーツの振興を図る取組みを行う予定であります。

以上のことから、すぐにふるさと納税への返礼特典をお送りすることには消極的ですが、今年度の税制改正等の影響や他の自治体の動向にも注意し、制度自体がどういう方向に推移していくのかも見極めていきたいと考えております。制度の趣旨を尊重した中で、ご意見のように自治体財源の確保という観点から有効性が高いと判断した際には、感謝の気持ちとして若干の返礼品をお送りするなどの手法を検討していきたいと考えています。

(担当：財政課)

◇図書館の蔵書について

【ご意見・ご提案など】

3月13日に、議会の一般質問を傍聴しました。勝又議員の質問にあったように、図書館には本の数が少なく、読みたい本もなくて出てきてしまいます。こんな残念なことはありません。

借りたい本が見つかるよう、本をいっぱいにしてください。

【お返事】

日ごろより図書館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

ご意見をいただいた図書館の蔵書については、市民の皆様喜んでいただけることを念頭に、選書作業を行っています。

議会の質問に出た、海外作家の全集や宗教の原書など、確かに所蔵していないものもありますが、再調査したところ、一部は所蔵していることが判明いたしました。

発刊が古い全集につきましては、既に絶版となったものも多くあります。新図書館にあわせて購入を検討しましたが、手に入らないものも数多くあったことをご理解ください。

蔵書していない本を読む方法として、県内の公立図書館や国立国会図書館などから借りる、相互貸借制度があります。また、リクエストサービスで読みたい本の購入も可能です。(南魚沼市の資料収集方針により、希望に添えない場合があります)

蔵書は、限られた予算の中で、市民の皆様から手に取っていただける本を中心に、市民一人あたり3冊、計18万冊を目標として計画的に購入を進めています。

本についての相談(レファレンスサービス)も行っていますので、読みたい本、借りたい本などについて、気軽にご相談ください。

図書館では、皆様に喜んでいただけるよう、今後も資料の充実やサービスの向上を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

担当(社会教育課)